

旭川市土木部共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して履行することを目的とする。

(1) 旭川市土木部発注に係る下記業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。）以下「業務」という。）の委託

業務名 _____ 地区ほか総合道路維持管理業務その2委託

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、令和____年____月____日に成立し、業務の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を請け負うことができなかったときは、企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 企業体は、 _____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、業務の履行に関し、企業体を代表しその権限を行うことを名義上明らかにした上で、監督官公庁と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い委託契約に基づく行為を行う権限及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の業務の分担及び同業種内の出資割合の比率は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。なお、同業種内の出資割合の比率は変えないものとする。

舗装業務	(構成員名) _____	_____ %
	(構成員名) _____	_____ %
	(構成員名) _____	_____ %
	(構成員名) _____	_____ %
土木業務	(構成員名) _____	_____ %
	(構成員名) _____	_____ %
	(構成員名) _____	_____ %
	(構成員名) _____	_____ %
造園業務	(構成員名) _____	_____ %
	(構成員名) _____	_____ %
	(構成員名) _____	_____ %
	(構成員名) _____	_____ %

- 2 同業種内での金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、運営委員会がその価格を評価する。
- 3 前1項に規定する分担業務の請負額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行に関し、それぞれの分担業務の遂行を図り、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、 _____ とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任分担)

第14条 構成員は、その分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員は、他の構成員に損害を与えたときは、その構成員との協議に基づいて、その損害を負担するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を履行するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(代表者の変更)

第18条 代表者が代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 企業体解散後、当企業体の履行した業務が契約の内容に適合しないものであったときは、構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか_____社は、上記のとおり_____共同
企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本_____通及び副本1通を作成し、各
構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については、競争入札参加資
格審査申請等のため旭川市長に提出する。

令和 年 月 日

_____共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 _____ ㊟

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 _____ ㊟